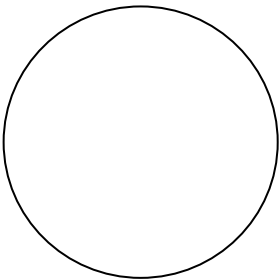


様式第 1 号

課 長	課長補佐	係 長	係 員



戸別合併処理浄化槽設置申請書

令和 年 月 日

竹田市長 様

申請者 住 所 下 _____

(自治会名) _____

氏 名 ふりがな _____ 印

生年月日 _____

電話番号 _____

戸別合併処理浄化槽を設置したいので、竹田市浄化槽整備推進事業に係る生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|----|---------------------------------|------------------------------|
| 1 | 住宅の所有者名 | _____ |
| 2 | 浄化槽の使用者名 | _____ |
| 3 | 建築床面積 | _____ m ² |
| 4 | 土地の所有者名 | _____ |
| 5 | 設置場所 | 竹田市 _____ |
| 6 | 放 流 先 | 道路側溝・河川・排水路・農業用水路・その他 () |
| 7 | 建 物 の 用 途 | 専用住宅・店舗兼住宅・共同住宅・事務所等・その他 () |
| 8 | 建 物 の 工 種 別 | 新築・増築・改築・移転・施設改造・その他 () |
| 9 | 既 設 処 理 方 法 | 汲取り・単独処理浄化槽・合併処理浄化槽・その他 () |
| 10 | 設置希望年月日 | 令和 年 月 日頃 |
| 11 | 提 出 者 | 本人・家族・業者 () ・その他 () |
| 12 | 添 付 書 類 | |
| | (1) 浄化槽設置に係る誓約書 | |
| | (2) 公簿等確認に関する同意書 | |
| | (3) 農業用水路に放流する場合は、改良区等代表者の協議報告書 | |

注：6～9、11の項目は該当するものを○で囲んでください

浄化槽設置に係る誓約書（市役所提出用）

令和 年 月 日

竹田市長 様

申請者住所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____ (印)

浄化槽の設置に関して下記のことを誓約いたします。

記

1. 申請書受付から工事完了まで、約100日間の日数を要することに同意します。（申請受付～入札約60日。入札～工事完成約40日。）
2. 浄化槽を設置するに当たり、放流水の放流先の確保については、申請者が関係者の同意を得たうえで行います。
3. 放流水に係る紛争又は苦情があった場合は当事者間（申請者及び放流先関係者）で責任を持って解決します。
4. 将来、私の居住区域が生活排水処理集合処理施設（公共下水道等）の事業区域として定められた場合には、事業に係る事業分担金の納入及び管路の接続については異議がないものとします。
5. 工事費の個人負担部分、分担金および使用料の納付について、十分に理解・納得した上で事業を推進することに同意します。
6. 測量実施後に私の個人的な理由により事業を中止することになった場合は、その理由の如何を問わず、測量に要した費用の全額を遅滞無く市に支払うことに同意します。
7. 設置された浄化槽は、設置完了後、速やかに使用を開始します。
8. 浄化槽の使用目的は一般住居のためであり、いわゆるデイサービスや飲食店等の営業のために使用は致しません。なお、設置後の使用目的を前述の営業等に変更する場合又は自己都合で廃止する場合等については、市設置型浄化槽としての使用を中止し、国費、市費等公費部分の相応額を返還することに同意します。
9. 設置後、10年を経過した浄化槽については、使用者に譲渡されることに同意します。なお、譲渡を受けたときは、竹田市が使用料を徴収して行っていた維持管理については、使用者が業者に委託して維持管理を行い、費用は使用者が負担します。

保守点検業者の選定について

浄化槽の設置後は、保守点検と清掃を行うこととなっています。
竹田市では、浄化槽の保守点検については 古森浄化槽センターと竹田衛生社の2社が行っています。業者選択は申請者本人の希望を優先していますので、いずれかを指定してください。

☐ ご希望の番号に○印を付けてください。

保守点検業者名

1	(有) 古森浄化槽センター
2	(有) 竹田衛生社

公簿等確認に関する同意書

令和 年 月 日

竹 田 市 長 様

申請者 住所

氏 名

生年月日

連絡先

私は、令和7年度戸別合併処理浄化槽設置申請に当たり、市税の納付状況について、竹田市の保有する公簿等により市の職員が確認することに同意します。

令和 年 月 日

協議報告書

合併処理浄化槽設置者

住 所 : 竹田市

(自治会名) _____

氏 名 : _____

電話番号 : _____

設置場所 : 竹田市

上の者が合併処理浄化槽を設置するにあたり、放流水の放流先として当団体が管理している水路を使用することを認めます。

【团 体 名】

【代表者氏名】(印)